

ガス小売全面自由化等の詳細制度設計に関する 石油業界の要望について

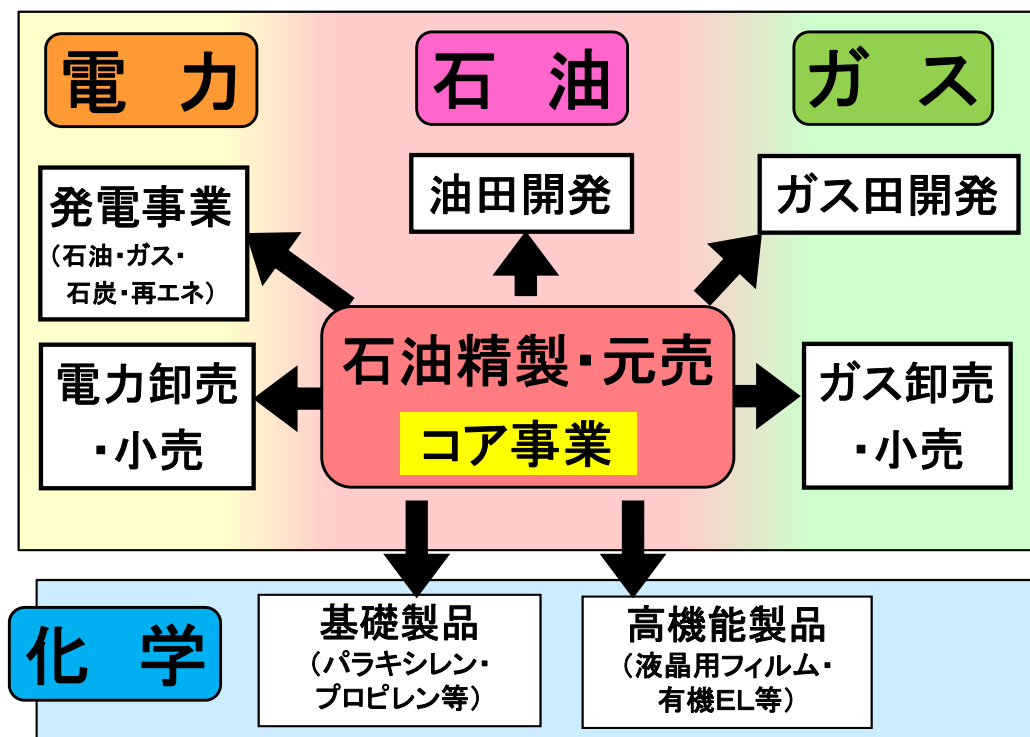
2015年10月19日



1. 石油産業の目指すべき方向性(総合エネルギー産業化)

- 石油産業は、石油精製・元売をコア事業としつつ、消費者が求めるエネルギーを供給する総合エネルギー産業化への取り組みを進めています。
- その中でも、ガス事業はこれまで培ってきた経験・ノウハウを生かせる有望な分野であり、今般のガスシステム改革によって実質的な競争が活発化することを期待しています。

総合エネルギー産業への取り組みイメージ



エネルギー基本計画における抜粋 (2014年4月閣議決定)

〔総合的なエネルギー供給サービスを行う企業の創出〕(P63)

- エネルギー関係企業が相互に市場参入を行える環境を整備し、それぞれの強みを基礎にして(中略)競争しながら新たな需要を獲得していく、新たな成長戦略を描き出すことが可能となる。(中略)これにより、総合エネルギー企業は、(中略)産業全体の効率性の向上や新たな市場の開拓を進め、我が国の経済成長を牽引していくことが期待される。

〔石油産業の事業基盤の再構築〕(P50)

- 我が国の石油産業が収益力を強化するためには、(中略)LNGや石炭、再生可能エネルギー等による発電事業、ガス事業、水素事業等への参入強化等、(中略)強靱な「総合エネルギー産業」へと脱皮することが不可欠である。

2. 石油業界の要望事項

①本日の議論に関連する論点項目について



項目	要望事項
託送供給制度	○ 託送料金について、部門間の内部補助の防止、原価の配賦方法の適正性や妥当性の確保を通じた、厳正な算定をお願いしたい。 ○ さらに、公平性・透明性を高めるため、法的分離を実施するまでの間、請求書等に託送料金相当額を明示するなどの仕組みの導入を検討していただきたい。 ○ 託送収支の超過利潤は、総括原価の考え方に基づき、経営効率化分も含めて託送部門に用途を限定していただきたい。
同時同量制度	○ 新規参入者も含めて導管の貯蔵機能を活用できるよう、現行の1時間同時同量ではなく、1日同時同量などより柔軟な方法を導入していただきたい。 ○ 託送供給依頼者が求められているガスの払い出し量と導管への注入量の乖離幅(現行10%以内)についても、全ての利用者が導管の貯蔵機能を公平に活用する観点から、見直しを検討していただきたい。
二重導管規制	○ 未熱調ガスの利用を促進する観点、および、現行の利益阻害性判断基準が需要家利益の保護を重視するあまり新規参入の障壁になっているのではないか、といった観点から、見直しを検討していただきたい。
経過措置料金規制	○ 指定解除にあたっては、電力システム改革と同様に、第三者で構成される監視等委員会が公平・中立的な観点から、判断する仕組みを導入していただきたい。
需要家情報システム	○ 電気事業制度で導入が検討されているような需要家情報システムは、需要家ごとの年間需要、消費設備、顧客情報等に加えて、保安情報も提供されるシステムとしていただきたい。

2. 石油業界の要望事項

②前回小委員会(9/15)で議論された論点項目について

項目	要望事項
供給確保義務	○ 需要に見合った供給能力の確保義務のあり方に関しては、現行の同時同量制度の見直しを受けて、既存の一般ガス事業者も含めて、ガス小売事業者がどの程度の供給予備力を確保することが適当かを改めて検討していただきたい。 ○ 供給能力の確保と新規事業者の参入を促すため、卸供給取引の多様性・流動性を高める観点から、客観的な価格指標に基づく相対取引の活性化をお願いしたい。また、卸取引市場(取引所)の創設についても検討していただきたい。 ○ 気温等の予測困難な要因による変動分を折り込むのであれば、新規参入者に対しても、供給エリアや顧客単位・グループごとに過去の気温の変化やこれに伴う需要変動実績等の詳細な需要家情報を開示することをお願いしたい。
開栓等におけるガス小売事業者と導管事業者の役割分担	○ 開栓業務や開栓時の保安業務を担う新規参入者が、ガス小売に参入当初から、個別に組織・体制を作ることには採算を確保することが困難であり、実質的な参入障壁となってしまう恐れがあります。 ○ ついては、こうした保安業務のみならず、その後の保安業務(定期的な調査・周知等)も含めて、既存の一般ガス事業者やその関連会社に受託義務を課すこと、さらに受託にあたって料金面で公平な条件を設定するような仕組み作り(ガイドライン等において担保すること)をお願いしたい。